

男女府 第1950号
平成26年1月14日

各消費生活協同組合 代表者 様

大阪府府民文化部男女参画・府民協働課長
(公 印 省 略)

米国・外国口座税務コンプライアンス法に係る
対応期間の6ヶ月繰延等について（通知）

標記について、別添のとおり厚生労働省から通知がありましたので、お知らせします。
本通知の主旨、内容等にご留意の上、組合の円滑な運営に努められますよう、お願いします。
なお、厚生労働省からの通知及び添付資料等は、下記ホームページに掲載しています。

記

ホームページ : <http://www.pref.osaka.jp/danjo/seikyou/>

担 当 : 大阪府府民文化部男女参画・府民協働課 府民協働グループ 佐々木 電 話 : 06-6210-9267 FAX : 06-6210-9322
--